

(介護予防)短期入所療養介護サービス

種 類	内 容
施設サービス計画	・介護支援専門員による施設サービス計画の作成・実施を行います。
送迎	・ご利用者の身体状況に適した方法により、利用者の居宅と施設間の送迎を実施します。
食事の介助	・管理栄養士の立てる献立により、栄養とご契約者の心身状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の自立支援の為に離床を勧め、食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。  (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
入浴の介助	・週2回以上の入浴又は清拭を実施します。(一般浴、特浴完備) ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄の介助	・ご契約者の身体状況に合った方法で、排泄の自立を目差し援助します。 ・ご契約者のプライバシーを傷つけることのないように配慮して援助します。
機能訓練	・医師・理学療法士等の指導の下、機能の維持回復を目差し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション(個別リハビリ、集団リハビリ)を実施します。
健康管理	・医師又は看護職員による健康保持のための適切な措置を行います。
その他自立への支援	・寝たきり防止の為に、できるだけ離床に配慮します。 ・レクリエーション・行事を行い、施設での充実した生活をめざします。 ・清潔で快適な生活を提供できるよう、館内の清潔、ご契約者に対して適切な整容を支援します。
理美容サービス	・理美容サービスを行います。